

# 13 各種割引制度

## 1 運賃等の割引を受けるには

### (1) 鉄道運賃の割引



<次のとおり割引されます>

対象者	第1種身体障害者 第1種知的障害者 介護者	第2種身体障害者 第2種知的障害者	指定救護施設（障害児入所施設等）等の入所児者
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車船する場合  (単独の場合、片道営業距離数が100kmを超える区間)	単独で乗車船する場合	単独又は介護者とともに乗車船する場合
定期乗車券	介護者とともに乗車船する場合  (12歳未満の障がい者の場合、介護者のみが対象)	12歳未満の障がい者が介護者とともに乗車船する場合	
回数乗車券	介護者とともに乗車船する場合		
急行券	介護者とともに乗車船する場合		
割引率	50%		
手続	みどりの窓口で手帳を呈示し、口頭又は申込書をもって割引乗車券を購入してください。 大人の第1種障害者及びその介護者が片道100km以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小人用乗車券でも乗車船することができます。 ただし、乗降に伴う改札の際に手帳の呈示が必要です。		指定救護施設の代表者が発行する割引証のみどりの窓口で呈示し、割引乗車券を購入してください。

※ 上記については、JR各社の経営する鉄道等に適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。

※ 特急券(指定席・自由席)、グリーン券、寝台券などは割引の対象となりません。

利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者
窓口	各駅の乗車船券発売窓口
手続	手帳の呈示又は割引証の提出

※ しなの鉄道(株)、上田電鉄(株)では、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、普通乗車券・定期乗車券等の5割割引を行っています。

<第1種障害者及び第2種障害者は、おおむね次のように区分されます>

		1級	2級	3級	4級	5級	6級			1級	2級	3級	4級	5級	6級
第1種	視覚	○	○	○	△			第2種	視覚				△	○	○
	聴覚		○	○					聴覚				○		○
	平衡								平衡			○		○	
	音声・言語								音声・言語			○	○		
	そしゃく								そしゃく			○	○		
	上肢	○	△						上肢		△	○	○	○	○
	下肢	○	○	△					下肢			△	○	○	○
	体幹	○	○	○					体幹						○
	内 部	ぼうこう 直腸	○		○					内 部	ぼうこう 直腸				○
心臓、腎臓 呼吸器、小腸		○		○	○			内 部	上記以外						
ヒト免疫不全 肝臓		○	○	○	○										
知的障がい		療育手帳A1、A2所持者						知的障がい		療育手帳B1、B2所持者					

- ※ 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。  
 2 一部の私鉄では、距離制限等の緩和措置が取られています。

## (2) バス運賃の割引



<次のとおり割引されます>

区 分	割引率
普通乗車券	5割引

※定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
手 続	手帳を乗車券発売窓口で呈示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。

## (3) タクシー運賃の割引



タクシーの運賃が10%割引になります（時間制運賃を含む）。

（相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については、割引対象となります。）

ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は、割引対象外です。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ・精神障がいの方については、県内で未実施の事業者もあります。 ご乗車の際お尋ねください。
手 続	乗車の際、運転手に手帳を呈示してください。

## (4) 航空旅客運賃の割引



各航空会社が国内路線ごとに設定しています。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者 及びその介護者（1名） ・事業者によって取扱いが異なる場合もあります。ご利用の際お尋ねください。
手 続	手帳を窓口にて呈示してください。

## (5) 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引



<次のとおり割引されます>

適用範囲	運転者が本人の場合	運転者が介護者の場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第1種身体障害者 第1種知的障害者
自動車の範囲	身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等（営業用を除く）	障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等（営業用を除く）
割引率	50%以内	
窓口	市福祉事務所、町村障がい福祉担当課	
手続	<p>あらかじめ市福祉事務所又は町村において、手帳の所定の欄に自動車登録番号等の記載を受けてください。</p> <p>料金所において、手帳を呈示してください。</p> <p>また、所定の手続によりETC利用での割引が受けられます。</p>	

## 2 郵便料金の免除・点字ゆうパック等の運賃の適用を受けるには

### (1) 点字郵便物等の無料扱い



点字郵便物、特定録音物等郵便物の郵便料金が無料になります。

(速達、書留等の特殊取扱は有料です。)

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字郵便物は点字のみを内容とするものを指します。</li> <li>特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので日本郵便株式会社の指定する施設が発受するものを指します。</li> <li>点字郵便物、特定録音物等郵便物ともに重量は3kgまでで、開封とし郵便物の表面左上部（横に長いものは表面右上部）に「点字用郵便」と明瞭に記載します。</li> </ul>
窓口	郵便局

## (2) 点字ゆうパック等の運賃



点字ゆうパック（小包）、心身障がい者用ゆうメール（冊子小包）、聴覚障がい者用ゆうパック（小包）の運賃がそれぞれ適用されます。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字ゆうパックは、点字のみを内容とするものを指します。 （重量は 30kg まで。ゆうパック外装の見やすい所に「点字ゆうパック」と記載） ※サイズ区分により、100 円～730 円</li> <li>心身障がい者用ゆうメールは、身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受される冊子とした印刷物を内容とするものを指します。 （重量は 3kg まで。表面に「図書館用ゆうメール」と記載） ※重量により、92 円～310 円</li> <li>聴覚障がい者用ゆうパックは、聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とし、聴覚障がい者と日本郵便株式会社の指定する施設との間で発受されるものを指します。 （重量は 30kg まで。ゆうパック外装の見やすい所に「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載） ※サイズ区分により、100 円～730 円</li> </ul>
窓 口	郵便局

## 3 青い鳥郵便葉書の無償配付を受けるには



申出者一人につき通常郵便葉書（20 枚）が、無償配付されます。

※無償配付される葉書は通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）又は通常葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）の中から選ぶことができます。

対象者	重度の身体障がい者（1 級又は 2 級の方）及び重度の知的障がい者（療育手帳に A（又は 1 度、2 度）と表記されている方）で配付を希望される方
受付期間	4 月 1 日～5 月 31 日（土日又は休日に当たる場合は翌営業日）
申出の方法	<p>&lt;郵便局での申出方法&gt; お近くの郵便局または簡易郵便局に療育手帳等を提示の上、所定の用紙に必要事項を記入し提出してください。</p> <p>&lt;郵送での申出方法&gt; 郵送での申し出を希望される方は、所定の用紙に必要事項を記入し、住所又は居所のお近くに所在する郵便局に郵送してください。 なお、郵送での申し出の場合は、療育手帳等の写しの同封が必要です。</p>
配付の方法	青い鳥郵便葉書は、配付開始日（4 月 20 日）以降、申出者の住所又は居所の集配を受け持つ郵便局から郵送されます。 詳細はお近くの郵便局へお問い合わせください。

## 4 NHK放送受信料の免除を受けるには



＜次に該当する場合、NHK 放送受信料が全額または半額免除＞

全額 免除	公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に規定する扶助を受けている場合</li> <li>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合</li> <li>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合</li> </ul>
	市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉事業施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額 免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病患者	戦傷病患者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
	窓 口	市町村障がい福祉担当課、NHK

## 5 携帯電話関連のサービスを受けるには



### 携帯電話の割引サービス 点字請求サービス

携帯電話各社で割引サービス等を行っています。サービスの内容は随時変わりますので、最新の情報は、各社へお問い合わせください。

#### <NTTドコモ>

電 話 《ドコモイン フォメーショ ンセンター》	(1) ドコモの携帯電話から (局番なしの) 151 (無料) (2) 一般電話等から 0120-800-000 (無料) ※一部のIP電話からは接続できない場合があります。 ※受付時間：午前9時～午後8時(年中無休)
メール	(1) パソコン等から ホームページ ホーム <a href="https://www.nttdocomo.co.jp/">https://www.nttdocomo.co.jp/</a> →お客様サポート → ご意見・ご要望 → メールでのお問い合わせ (2) スマートフォンから dmenu → My docomo → メニュー (右上) → お問い合わせ → ご意見・ご要望 → メールでのお問い合わせ
その他	(1) ホームページ ホーム <a href="https://www.nttdocomo.co.jp/">https://www.nttdocomo.co.jp/</a> (2) ホームページ 割引サービス <a href="https://www.nttdocomo.co.jp/charge/hearty/">https://www.nttdocomo.co.jp/charge/hearty/</a> (3) 点字請求サービス 「ドコモインフォメーションセンター」へお問い合わせください。

#### <a u >

総合案内	(1) auの携帯電話から (局番なしの) 157 (無料) (2) 一般電話等から 0077-7-111 (無料) ※受付時間：午前9時～午後8時 (年中無休)
その他	(1) ホームページ ホーム <a href="http://www.au.kddi.com/">http://www.au.kddi.com/</a> (2) ホームページ 割引サービス <a href="http://www.au.kddi.com/mobile/charge/other-discount/smile-heart/">http://www.au.kddi.com/mobile/charge/other-discount/smile-heart/</a> (3) 点字請求サービス 「総合案内」へお問い合わせください。

#### <ソフトバンク>

総合案内	(1) ソフトバンクの携帯電話からの場合 (局番なしの) 157 (無料) (2) 一般電話等からの場合 0800-919-0157 (無料) ※受付時間：午前9時～午後8時
その他	(1) ホームページ ホーム <a href="http://www.softbank.jp/mobile/">http://www.softbank.jp/mobile/</a> (2) ホームページ 割引サービス <a href="http://www.softbank.jp/mobile/price_plan/options/heartfrend-white-plan/">http://www.softbank.jp/mobile/price_plan/options/heartfrend-white-plan/</a>